

答 申

第 1 審査会の結論

海南市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）について、部分公開するとした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- (1) 平成 28 年 12 月 8 日、公開請求者は、海南市情報公開条例（平成 17 年海南市条例第 10 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「地域密着型特別養護老人ホーム（〇〇〇〇）申請に係る一切の書類」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対して「(1) 平成 28 年度事業 地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者公募に係る提出書類、(2) 平成 28 年 1 月 13 日付海く高第 490 号 海南市第 6 期介護保険事業計画に基づく海南市地域密着型サービス整備事業者の選考結果について（通知）、(3) 平成 28 年 7 月 14 日付 海南市地域密着型サービス整備事業者の選考結果に係る付帯条件について（お願い）、(4) 平成 28 年 7 月 27 日付海く高第 438-1 号 海南市地域密着型サービス整備事業者の選考結果に係る付帯条件について」（以下「本件公文書」という。）の 4 文書を特定した。
- (3) 本件公文書には、条例第 15 条第 1 項に定める第三者に関する情報が記載されており、当該第三者に意見書提出の機会を付与し、意見書を提出する期間を設けるため、実施機関は平成 28 年 12 月 20 日付けで決定期間の延長を行うとともに、公文書の開示に係る意見照会書を通知した。
- (4) 実施機関から意見照会書により通知を受けた第三者から、本件公文書のうち「(3) 平成 28 年 7 月 14 日付 海南市地域密着型サービス整備事業者の選考結果に係る付帯条件について」の文書（以下「本件対象公文書」という。）について、公開されると支障がある旨の意見書が提出された。
- (5) 実施機関は、本件対象公文書の内容は、条例第 7 条に規定する非公開情報に該当するとは認められないと判断し、平成 28 年 12 月 28 日、本件公文書について部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。また、同日付けで、公開されると支障がある旨の意見書を提出した第三者に対し、本件公文書を部分公開決定した旨を通知した。
- (6) 審査請求人は、公開されると支障がある旨の意見書を提出した第三者であるところ、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 2 条の規定に基づき、平成 29 年 1 月 11 日付けで、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行うとともに、本件対象公文書の部分公開について執行停止の申立てを行った。実施機関は、平成 29 年 1 月 12 日、法第 25 条第 2 項の規定により、本件対象公文書の部分公開の執行停止を行った。

### 第3 審査請求の内容要旨

#### 1 審査請求の趣旨

平成28年12月28日付海く高第909号により実施機関が行った本件処分のうち、本件対象公文書に記載の自治会長が審査請求人に対してしたとされる発言部分（以下「自治会長発言部分」という。）については処分を変更し、非公開とすることを求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 自治会長の氏名を非公開としていても、発言部分の発言者が自治会長であることを明らかにしているかぎり、本件においては、当該自治会地域の住民にとっては誰が自治会長であるかは容易に知ることができるため、容易に個人が特定できる。また、自治会長氏名は、一般的に公表されておらず当該地域住民以外には知りえない情報であるとはいえず、誰もが容易に自治会長の氏名を知ることができるため、個人を特定できることは明白である。
- (2) 発言部分の内容は、自治会総会や役員会による決定事項ではなく、自治会長の個人的意見が述べられている。公開されることで個人が簡単に特定されることは明白であり、個人の意見を本人の同意なく自治体が公開することは、個人の権利侵害に当たる。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張する処分の理由は、概ね次のとおりである。

#### 1 条例第7条第1号に該当しないことについて

- (1) 自治会長の氏名は、一般的には公にされておらず、当該自治会の地域住民以外には知らないのが一般的である。自治会長の氏名を非公開としている本件決定においては、発言部分の発言者は一般的には特定されることにはならず、特定の個人を識別できる情報であるとは言えない。
- (2) 発言部分の内容は、あくまで自治会内での手続き等の事実関係を述べているものであり、自らの思想や信条を述べたものではないため、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとは言えない。

#### 2 公益的な理由について

本文書は、地域密着型サービス整備事業者の選定後、着工するにあたっての付帯条件の1つを変更する契機となった文書であり、自治会長の同意の有無にかかわらず、行政が果たすべき説明責任という公益的な観点からも、公開が妥当であると言える。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否について審査した結果、次のとおり判断する。

#### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を明らかにすること」により、「本市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した市政を推進すること」を目的として制定されたもので、公文書は原則公開すべきことを定めている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

## 2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、審査請求人が作成し、実施機関に提出した文書である。本件対象公文書について、実施機関は、審査請求人の印の印影については条例第7条第2号アに該当し、自治会長の氏名については条例第7条第1号に該当するとして非公開とし、それ以外の部分については公開する決定を行った。

本件対象文書の非公開とされた以外の部分については、審査請求人から実施機関に対する付帯条件再考についての依頼文、審査請求人と自治会及び自治会関係者とのやりとりの事実経過の記載、自治会長発言部分があることが確認された。

これらの記載のうち、審査請求人は、自治会長発言部分について非公開とすべきと主張しており、その他の記載についての主張はなく、争いはない。

したがって、当審査会では、本件対象公文書のうち自治会長発言部分について、公開すべきとした処分は妥当か否かという点について審査を行った。

## 3 公開・非公開の判断

当審査会は、自治会長発言部分について審査した結果、次のとおり判断した。

### (1) 条例第7条第1号の該当性について

#### ア 特定の個人を識別する情報といえるか

自治会長の氏名は非公開となっているが、発言者がどの自治会の会長であるかについては公開されている本件においては、公開されている情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、「当該自治会の会長は誰が務めている」という「他の情報」と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる。

公文書の公開・非公開の判断は請求者及び請求の目的を問わず一律に判断すべきである。また、照合の対象となる「他の情報」について、一般人が通常入手しうる情報にとどまらず、特定の者のみが有する情報をも含むと解するとすれば、個人に関する情報の大部分が不開示ということになりかねず、行政文書を原則公開とする条例の趣旨にもそぐわない。したがって、「他の情報」とは、一般人が通常入手しうる情報を指し、特定の者だけが有する情報や、特別な調査をすれば入手し得る情報については通常「他の情報」に含まないと解される。

そうすると、海南市は自治会長名簿などを公にしておらず、インターネット上で当該自治会の会長の氏名が公開されている事実もなく、「当該自治会の会長は誰が務めている」という情報は一般人が通常入手しうる情報とはいえない。

したがって、「他の情報」と照合することにより特定の個人を識別することができるとはいえず、自治会長発言部分は特定の個人を識別する情報とはいえない。

#### イ 個人を識別できないが、個人の権利利益を害するおそれがある情報といえるか

当審査会において自治会長発言部分を確認したところ、概ね自治会内で取り決められた会長の同意書面の提出手続きの事実関係や当該手続きを進める上での困難さについて述べているものであった。

条文中の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個

人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、反省文など思想信条が記載されたものや、カルテなど心身の状況が記載されたもの等の個人の人格や私生活に密接に関連する情報などをいうと解される。

そうすると、自治会長発言部分の内容は、個人の人格や私生活に密接に関連する情報とはいえ、公にすれば、個人の正当な利益を害するおそれがある情報であるとはいえない。

審査請求人は、公開には発言者本人の同意が必要である旨主張しているが、そもそも条例の非公開事由に該当するか否かが問題なのであり、発言者本人の同意の有無の問題ではない。非公開事由に該当しない以上、同意がなくとも公開すべきであることは、行政文書の原則公開という条例の趣旨に照らしても当然のことである。

なお、本件対象公文書は、工事着工に際しての付帯条件が事後的に変更されるきっかけとなった文書であり、実施機関の判断変更についての説明責任という公益的な側面からも、公開すべきである。

#### (2) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、法人等の事業活動を保護しようとする観点から、公開することにより法人等の正当な利益を害すると認められる情報については、非公開とするとしている。

自治会長発言部分については、当該自治会が同号に定める「その他の団体に関する情報」にあたる余地がある。

しかし、自治会長発言部分の内容は、自治会内で取り決められた会長の同意書面提出手続きや当該手続きを進める上での困難さについてであり、公開することにより、直ちに今後の当該自治会の事業活動の保護に欠けるとは考えられず、自治会の正当な利益を害すると認められる情報とまではいえない。よって、条例第7条第2号には該当しない。

#### 4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審議の過程において、本件対象公文書に記載されている自治会名について、これを公開することにより、当該自治会の正当な利益を侵害することから、実施機関が非公開とした部分に加え当該自治会名についても非公開とすべきという意見もあった。

### 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

年 月 日	処理の内容
平成 29 年 1 月 16 日	実施機関から諮問を受けた。
平成 29 年 1 月 30 日	実施機関から弁明書の提出を受けた。
平成 29 年 2 月 13 日	審査請求人から反論書の提出を受けた。
平成 29 年 3 月 23 日	諮問案件の審査を行った。
平成 29 年 3 月 30 日	諮問案件の審査を行った。